

二十二日のマツカーサー元帥の書簡でございませう。その書簡は「勤労を公務にささげる者と私的企業に従うものとの間には顯著なる区別のあることを示したものでありまして、勤労を公務にささげるものは、「公共の信託に對し無條件の忠誠の義務」を負い、「國民全体に奉仕する義務が負わされて」いることを明記いたしました。また、公務員の争議行為のようにな……。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜貴に

○政府委員(淺井清君(總)) 「政府を既得せしめんとするような行為は想像し得ないものであると同時に……。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 説明が聞き取れませぬ。靜貴に願います。

○政府委員(淺井清君(總)) 許し得ないもの」でありまして、すべての政府職員は、普通に知られている、いわゆる、団体交渉の手段は、公務員の場合には採用できないものであることを理解しなければならぬことを指示いたしまするとともに、しかしまた一方において「この理念は公務員たるものが、みずから、もしくは選ばれたる代表を通じて雇傭條件の改善を求めんがために、自由にその意見もしくは不満を表明する個人的もしくは団体的の妨げられることなき権利を有しない意味ではないこと」及び「國家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制

限があるという事実は、政府に對し常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめていられることが明らかになされているのであります。

この書簡を受取りました政府は、同書簡の趣旨に基き、とりあえず、去る七月三十一日附をもつて臨時措置に関する政令を制定施行いたしました。公務員の交渉権を制限いたし、争議行為を禁止いたしますとともに、國家公務員法により設置せられたる臨時人事委員会をして、爾後公務員の利益を保護する責任を有する機関とする等の臨時の措置を講じたのでございますが、それと同時に、國家公務員法につきましましては、これをマツカーサー元帥の書簡の指示するところに即應せしむるよう改正をいたしますために、政府は、同書簡に基き司令部の助言によりまして、この法律案の起草を行つて來た次第でございませう。従いまして、このたびの改正法案は、あくまでも書簡の精神と内容とに基いて起草せられたものでございまして、このことは、あらためて申し上げる必要もないと存じます。

この改正法案によりまして、現行國家公務員法百二十五箇條中、全文改正三十二箇條、一部改正七十七箇條、新たに追加するもの十四箇條でございまして、現行法のほとんど全部の條文につきましまして、あるいは全面的に、ある

いは一部分について改正が行われることになつておりますが、その改正の眼目となりまます要点は、およそ三点に集約して御説明できるかと存じます。

まず改正の第一点といたしましては、いわゆる特別職の範囲が縮小せられたこととあります。マツカーサー元帥の書簡にありまます通り「國家公務員法は、本来日本における民主的諸制度を成功させるためには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事實の認識のもとに考えられたものでございまして、そういう意図のもとに、職員がその職務の遂行にあたりまして最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で選択され、かつ指導されるべきことを定めたものでございませうから、官僚制度の根本的改革を行ふ上には、國家公務員法をできるだけ廣く活用いたすことが好ましいのであります。従いまして、この法案におきましては、政治的任命を特に必要とする職以外の職につきましては、これを可能なる範囲において廣くいわゆる一般職に入れた次第でございませう。

次に改正の第二点といたしましては、人事委員会の組織及び権限を強化いたしました点でございませう。御承知のよう、國家公務員法の運営機関といたしまして、本年中には総理府に人事委員会が設置せられることになつておるのでございませうが、不偏不党、いかなる勢力の制肘も受けることなく厳正公

平なる人事行政を行いますとともに、國家公務員の福祉と利益との保護機関としての機能を果しますためには、この委員会には、そのために必要とし、かつ十分な権限が與えられまますと、もと、あとう限りの独立性が確保されることを必要欠くことのできない要件といたしますので、これに關して所要

の改正を行つていたした次第でございませう。すなわち、人事委員会を人事院と改め、従來内閣總理大臣の所轄のもとにあつて、總理府の一外局でありましたのを、内閣に置きまして、他の行政機関に對し独立性を與えまますとともに、財政的にもある程度の独立性を與えようとするものでございませう。またこれに關連いたしまして、人事院規則の制定につきましては、従來内閣總理大臣の承認を経ることとなつておりましたのを、人事院が獨立にこれを制定し得ることといたしますとともに、人事院が処置する権限を與えられていた行政部門におきましては、人事院の決定及び処分は人事院によつてのみ審査されることといたしたのであります。

次に改正の第三点は、服務の規律を強化した点でございませう。憲法にも明らかに規定されてありまます通り、國家公務員は國民全体の奉仕者であつて、一部の者の利害の代表者であつてはならないのでございませうが、この原則に徹底しなすためには、現行國家公

務員法の規定では、なお不十分な点がございますので、所要の改正を行つた次第でございませう。すなわち、マツカーサー元帥書簡の趣旨に則りまして、各書簡にいわゆる「政府における職員關係と私企業における労働者關係の区別」を明確にいたしなすため、

國家公務員につきましては、労働組合法、労働關係調整法、労働基準法、船員法等の規定の適用を排除いたしました。政府に對する同盟罷業その他の争議行為及び怠業的行為は、すべてこれを禁止いたしますとともに、國家公務員に對し、いわゆるオーブン・ショップ制の原則に基き團體結社を認めまして、また限られた範囲内においてはございませうが、交渉権を認められたのでございませう。次に、國民全体の奉仕者である國家公務員が、在職中において、いやくもその公平と中立性を疑われることのないように、一切の公選による公職の候補者となることを禁止いたしましたし、また政党その他の政治的團體の役員となることを禁止いたしますとともに、選挙権の行使を除くほか、人事院規則で定める政治的行為を行ふことを禁止しようとするものでございませう。さらに、國家公務員の私企業からの隔離の必要性は、ひとりその企業を代表する地位につくことを制限するのみでは不十分と考えられまますからして、これを合理的な範囲に拡張する必要があると存じますので、退職後二年間

の隔離の必要性は、ひとりその企業を代表する地位につくことを制限するのみでは不十分と考えられまますからして、これを合理的な範囲に拡張する必要があると存じますので、退職後二年間

は、営利企業の地位でその退職前五年間に在職していた國の機關と密接な關係にあるものにつくことを禁止することにいたしました次第でございます。

以上において申し述べました三つの点が、この改正法律案の眼目でございますが、このほか試験の方法、懲戒の手続その他の事項につきましても、最少限度の改正を行うことにいたしておる次第でございます。その詳細につきましては、引き続き御審議の進むに従いまして御説明申し上げる機会があるかと存じます。(拍手)

〔総理はどうしたと呼ぶ者あり〕
○石田博英君 國家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明に対する質疑は延期し、明十一日定刻より本會議を開きこれを行ふこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 石田君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

〔総理はどうしたと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) ただいま総理大臣は医務室に行つております。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十一分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 吉田 茂君
- 外務大臣 泉山 三六君
- 大藏大臣 植田 俊吉君
- 國務大臣 下條 康麿君
- 文部大臣 林 讓治君
- 厚生大臣 周東 英雄君
- 農林大臣 大屋 晋三君
- 商工大臣 小澤重喜君
- 運輸大臣 降旗 徳弥君
- 通信大臣 増田甲子七君
- 労働大臣 益谷 秀次君
- 建設大臣 井上 知治君
- 國務大臣 岩本 信行君
- 國務大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

- 内閣官房長官 佐藤 榮作君
- 内閣官房次長 橋本 龍伍君
- 臨時人事委員長 淺井 清君
- 臨時人事委員 山下 興家君
- 臨時人事委員 上野 陽一君
- 総理事務官 佐藤 朝生君
- 総理事務官 岡部 史郎君
- 検務長官 木内 曾益君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨九日本院は第三回國會の会期を十一月十日から十一月三十日まで二十一日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。
一、昨九日松平參議院議長から松岡議長宛、國會の会期を十一月三十日まで二十一日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

大藏委員會

- 理事 大上 司君 島田 晋作君
- 梅林 時雄君
- 文部委員會 理事 原田 憲君 松本 七郎君
- 伊藤 恭一君
- 厚生委員會 理事 大石 武一君 田中 松月君
- 山崎 岩男君
- 商工委員會 理事 平島 良一君 前田榮之助君
- 西田 隆男君
- 農林委員會 理事 山口助太郎君 井上 良次君
- 園司 安正君
- 水産委員會 理事 富永格五郎君 藤原繁太郎君
- 馬越 晃君
- 運輸委員會 理事 前田 郁君 佐々木更三君
- 原 彪君
- 労働委員會 理事 尾崎 末吉君 山下 榮二君
- 川崎 秀二君

建設委員會

- 理事 松井 豊吉君 守田 道輔君
- 天野 久君
- 予算委員會 理事 苦米地英俊君 宮嶋 靖君
- 稻村 順三君 竹谷源太郎君
- 小坂善太郎君 田中源三郎君
- 懲罰委員會 理事 鈴木 仙八君 森 三樹二君
- 中村 又一君

人事委員會

- 理事 木村 公平君 松澤 兼人君
- 長野重右エ門君
- 地方行政委員會 理事 小暮藤三郎君 矢尾喜三郎君
- 坂口 主税君
- 經濟安定委員會 理事 前田 正男君 八百板 正君
- 小川 半次君

法務委員會

- 理事 鍛冶 良作君 猪俣 浩三君
- 八並 滋雄君
- 外務委員會 理事 若松 虎雄君 和田 敏明君
- 安東 義良君

一、昨九日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 工藤 鐵男君 辻 寛一君
石原 登君 泉山 三六君
大野 伴陸君 根本龍太郎君
大野 伴陸君 根本龍太郎君
加藤吉太夫君
原 孝吉君
水谷 昇君
山口六郎次君
小川原政信君
山村新治郎君
大澤嘉平治君
渡邊 良夫君
相馬 助治君
多賀 安郎君
伊藤 輝一君
小川原政信君